

落札者決定基準【別紙】実績評価項目および技術提案評価項目一覧表

■実績評価項目および配点

項目	評価の視点	配点	関連様式
業務全体	統括代理人の実績 ・建築物の新築に係る設計業務において管理技術者として、または建築一式工事に於いて現場代理人若しくは監理技術者として従事した実績※1 ①国または地方公共団体が発注した延床面積が10,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：3点 ②延床面積10,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：2点 ③国または地方公共団体が発注した延床面積が5,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：1点 ④延床面積5,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：0点	3.0	様式2-6
設計業務	管理技術者の実績 ・建築物の新築に係る設計業務において、担当技術者以上として従事した実績※1 ①国または地方公共団体が発注した延床面積が10,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：1点 ②延床面積10,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：0.6点 ③国または地方公共団体が発注した延床面積が5,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：0.3点 ④延床面積5,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：0点	5.0	1.0 様式2-7
施工業務	監理技術者の実績 ・建築物の新築に係る建築一式工事に於いて、担当技術者以上として従事した実績※1 ①国または地方公共団体が発注した延床面積が10,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：1点 ②延床面積10,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：0.6点 ③国または地方公共団体が発注した延床面積が5,000㎡※2以上の庁舎※3の新築、増築または改築の実績がある：0.3点 ④延床面積5,000㎡※2以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、増築または改築の実績がある：0点	1.0	様式2-8
合計		5.0	

注) ※1：過去15年間（平成17年（2005年）4月1日以降、令和2年8月31日まで）に契約履行が完了したものに限る。

※2：他の用途との複合施設の場合はその部分を含む。また、増築および改築の場合は、当該増築または改築部分の床面積に限る。

※3：国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（窓口業務、執務室および議場を主としたもの）とする。

■技術提案評価項目および配点

項目	評価の視点	配点	関連様式
業務全体の実施方針	実施方針および実施体制 ・基本計画・設計を踏まえ、かつ本事業の業務範囲に即した信頼性の高い実施設計および施工の実施体制 ・代表企業、構成企業および協力企業の役割、責任の明確性、適切性 ・設計・施工の各段階における市および実施設計監修者・工事監理者との連携・調整の体制・方法等	5.0	様式4-3
	関連業務の実施方針等 ・引渡し後の維持管理のアフターフォローに関する実施方針・体制 ・コストマネジメント業務、（仮称）什器・備品調達・設置等業務、情報システム整備業務、移転・仮移転・開庁準備への協力等の「関連事業との連携・調整業務」の実施にあたり、コストマネジメントや品質管理、工程管理等の観点から想定される課題および当該課題への具体的な取組方針（提案者の同種類似の実績における課題とその解決方法と比較した考え方）等 ・市内建設関連企業（施工体制図に記載される事業者）への発注に関する具体的な取組（具体的な数字を挙げる場合は、その証明方法についても具体的に提案すること。） ・本事業におけるその他地域経済活性化に資する具体的な取組（市内建設関連企業への業務発注を除く）	10.0	5.0 様式4-4
地域経済への貢献	市内建設関連企業への配慮 ・市内建設関連企業（施工体制図に記載される事業者）への発注に関する具体的な取組（具体的な数字を挙げる場合は、その証明方法についても具体的に提案すること。） その他地域経済活性化に資する取組 ・本事業におけるその他地域経済活性化に資する具体的な取組（市内建設関連企業への業務発注を除く）	7.0	様式4-5
		3.0	
品質・性能向上に関する提案 案※4	“ワンストップ”で、誰もが利用しやすい庁舎 ・窓口機能がL字型カウンター配置（1階）や複数フロアになっていることも踏まえた、誰もが安全で、安心して快適に、便利に利用できるよう、“ワンストップ”化や窓口機能の充実、多様な来庁者をサポートする各種機能に関する配慮・工夫 ・誰もが安全で、安心して快適、便利に利用することができるよう配慮された、施設全体におけるユニバーサルデザイン面での工夫等	3.0	様式4-6 様式5の 設計図書
	災害に強く、市民の安全・安心を支える庁舎 ・大規模災害時における防災中核拠点の役割の発揮や災害時優先業務の業務継続性を実現できるよう、主に、ライフライン関連設備や内装、什器・備品設置面での工夫 ・2階の防災関連諸室（危機管理課室、防災対策室、会議室、議場、委員会室等）の平常時から災害時への円滑な移行を想定した機器配置等のレイアウトイメージ・工夫 ・災害時における多目的ホール、エントランス・広場等の災害時の一時避難拠点としての利用イメージおよび動線・セキュリティライン等の工夫等	7.0	様式4-7 様式5の 設計図書
	市民に開かれ、市民が集える場と楽しい“コト”がある庁舎 ・メインエントランスや多目的ホール、カフェ、会議室、街道広場等の市民が利用できる内外の空間について、市民に開かれた庁舎として親しみがもてる快適な空間や、使いやすい空間となるような内外装、外構の工夫 ・市政情報や庁舎敷地内で実施される催事・イベント、市内で開催される各種催事・イベント等の情報発信を図りやすいような、建築物や設備・備品等での工夫等 ・市民への開放性と、セキュリティラインの設定、セキュリティ区画の設え、プライバシーの確保、外部からの侵入防止、犯罪等の発生防止、職員の良好な執務環境の確保等の両立に関する工夫等	45.0	3.0 様式4-8 様式5の 設計図書
	働きやすく、機能的でコンパクトな庁舎 ・庁舎で働く職員や議員が効率的かつ快適に執務や協議、折衝、休憩等を行うことができる配慮 ・ICTを活用した働きやすい庁舎オフィス環境を実現する、提案者が実施可能な具体的提案 ・書類の保管スペースの確保に配慮しつつ、業務効率を高めるオフィススペースと保管スペースの位置・動線関係等の工夫等	5.0	様式4-9 様式5の 設計図書
	環境と未来の世代にやさしい庁舎 ・提案により想定されるエネルギーコスト（供用後30年間）および同コストの削減の工夫 ・県産材等の木材の積極的な活用など守山らしい環境への配慮 ・市が目指す『のどかな田園都市』の新庁舎にふさわしく、また、広く開かれた庁舎として市民に誇りと愛着を持たれるような、守山らしい景観や周辺との一体的な景観の形成への配慮 ・将来の変化への柔軟性の確保への配慮等 ・基本設計図書に示す安全性能と同等またはそれ以上の安全性の向上に資する、構造形式・種別（杭・基礎等の地下部分を含む）、外壁等の工法等の変更等	7.0	様式4-10 様式5の 設計図書
	VE提案を含むその他の具体的提案 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更等 ・庁舎棟および車庫棟1の供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に資する、外部・内部仕上げ、設備仕様および平面・立面・断面計画等の変更 ・修繕、保全、更新等のランニングコストの削減や耐久性確保の工夫等	10.0	様式4-11 様式5の 設計図書
		10.0	様式4-12 様式5の 設計図書
施工計画に関する提案	基本的事項 全体工程管理 ・DB方式の特性を踏まえた確実な合理的な工程計画・管理 ・早期供用開始に配慮した合理的な工期短縮の工夫 ・別途市が発注する工事の発注・施工・工程管理等への工程管理上の配慮等	5.0	様式4-13 様式5-13
	VE提案を含むその他の具体的提案 効果的、効率的なローリング・仮設計画 ・既存庁舎の継続利用や新庁舎の供用がより有効かつ効率的に実施可能なローリング・仮設計画 ・仮設駐車場の安全確保および施工中の駐車台数の確保に配慮した仮設計画および施工計画等	10.0	様式4-14 様式5-14
	その他の具体的提案 施工品質の確保 ・施工段階における実効性のある品質管理体制および各担当者の役割・責任の明確性、適切性 ・施工品質確保方策の実効性 ・地域の建設環境（労働力の確保、資材の調達等）を把握した上での適切な対応策等 ・来庁者や職員の業務に支障をきたさないよう、工事期間中に運用中の既存庁舎の安全性・利便性の確保、振動・騒音の低減、粉塵・悪臭の抑制等に係る有効な対策を講じた仮設計画および施工計画並びに工事情報の提供 ・周辺の住民や施設利用者、事業者等の生活や業務等に支障をきたさないよう、安全性の確保、振動・騒音の低減、粉塵・悪臭の抑制等に係る有効な対策を講じた仮設計画および施工計画並びに工事情報の提供、環境負荷軽減対策等	30.0	5.0 様式4-15
	施工中における既存庁舎および周辺地域等への配慮	10.0	様式4-16 様式5の 設計図書
合計		95.0	

注) ※4：要求水準書等に提示した「期待水準」に対する提案については、その提案内容により優位に評価する。

提案はいずれも、その品質・性能の向上効果が十分見込まれることや、要求水準書等に明示された性能と同等以上の性能が確保されると市が判断するものに限り評価対象とする。

提案点合計

100点